平成 20 年 10 月 29 日制定

知的財産ポリシー

国士舘大学（以下「本学」という。）は、教員等が行う研究活動の中で社会的に貢献度が高く、独創的な学術研究を推進することを目標の一つに掲げている。

さらに、本学では、教育と学術研究の基本的使命に次ぐ第三の使命として、研究成果の活用による社会貢献を目指し、産官学連携をとおして知的創造サイクルの形成による新技術創出及び新産業創出を図っていく。

このような本学の目標と使命を達成する過程で創造される知的財産の保護及び活用を図るために、以下のような「知的財産ポリシー」を掲げる。

1　研究連携を通して、本学と社会がともに利益を得るシステムを構築し、知的財産の「創造」「保護」及び「活用」といった知的創造サイクルの実現を目指す。

2　教職員等本ポリシーの対象者が行った職務発明等の知的財産権は、原則として本学に帰属する。ただし、教職員等が職務上作成した学術論文及び教育用資料は、別段の契約に基づき作成されたものを除き、教職員等に帰属する。

3　本学と企業等との契約による連携を基本とし、知的財産を適切に保護し活用する。

4　本学発ベンチャー起業の促進、競争的研究資金の獲得及び技術移転の促進の観点に立脚し、そこに発生する知的財産権を保護しその活用を図る。

5　知的財産の活用を図るため、知的財産本部をワンストップ窓口として学外のＴＬＯとも連携し社会への展開・活用を図る。

6　本ポリシーの対象者は、以下のとおりである。

(1)法人の理事及び本学に所属する教職員（非常勤を含む。）

(2)本学と雇用関係等にある大学院学生、学部学生、研究生、非常勤研究員等

(3)客員教授

(4)本学を退職した教職員等

(5)共同研究員、受託研究員

注：教職員には非常勤も含まれることに留意する必要がある。学生等は基本的には含まない。しかし、ＲＡ（リサーチ・アシスタント）等、大学と雇用関係にある学生は対象となる。

注：発明の届出から承継の判定まで約２週間とする。大学で承継された場合、ＴＬＯを介して出願するが、これは２週間～１カ月を目標とする。

注：特許法第３０条では、「発明の新規性の喪失の例外」規定があり、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表しても、６カ月以内に特許出願を行えば保護される」としている。しかし、第三者の出願には対抗出来ないなどの制限があり、発明した場合は論文発表前に出願することが重要である。